

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

人と緑とのかかわりを大切にする

本市には、かつて薪炭*・用材林として活用された樹林地、海岸部の防風林の役割を担ったクロマツ、社寺を囲む鎮守の杜*、田・畑や果樹園等、人々の暮らしの中で育まれてきた様々な緑が見られました。

これらの緑は、食料や炭等の貴重な資源を生みだし、風や雨を防ぐ等、人々の暮らしを支えてきました。今では人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化にともない、その役割が薄れ、また、近年の急激な都市化により、これらの緑の量、質ともに減少の一途を辿っている状況にあります。

都市における緑には、多様な動植物が生息・生育していくための生態系保全機能やヒートアイランド現象の緩和等の環境改善機能があります。

また、災害時の避難地やレクリエーション活動の場、運動や散歩等の健康を増進する場となり、さらには潤いや安らぎを与える精神的な健康を養う効果もあります。

これらの緑の機能、効果を最大限に発揮していくためには、残された緑を人の手により守り育てていくことが大切です。また、新たに公園緑地を配置し、公共施設の緑化推進を積極的に行いながら、市民、事業者、市のそれぞれが緑の大切さを認識し、連携しながら地域の保全活動や緑づくりに参加していくことが求められています。

本市では、人と緑とのかかわりを大切に持ち続け、市民とともに都市の中で調和するかたちで緑を保全・創出し、育てていくことにより、緑の豊かさが実感できるまちを築いていきます。

この緑を市民共有の財産として次世代に引き継いでいくことが、今を生きる私たちに課せられた使命です。

2. 緑の将来像

潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち

本市における緑の将来像は、人と緑との
かかわりを大切に持ち続けるにことにより、
人の手によって育まれたすばらしい緑の環
境が創出され、潤いと安らぎが実感できる
緑豊かなまちを目指します。

「緑」



まとまった樹林地、歴史ある巨木、魅
力ある公園等からなる憩いの空間。

「水」



江戸川や東京湾の水辺、真間川等の市
街地を流れる河川から育まれる潤いあ
る水辺。

「健康」



緑と水と共に暮らす。これらの自然の
潤いと安らぎが実感でき、誰もが健康
に暮らすことができるまち。

《将来イメージ》

樹林地

市内に残る樹林地は都市緑地や、市民緑地*として開放され、誰もが豊かな自然に接することができるレクリエーション空間になります。ここでは、自然を学べる場として、野草の保護や野鳥の生息にも配慮した、きめ細かい育成管理を市民との協働で行っています。



農地

まとまりある農地は、貴重な資源として保全され、開放的な空間が広がっています。また、余暇活動へのニーズを満たす市民農園の整備が進み、市街地においても土に触れ、農作物を育て、楽しめる環境が整っています。



都市公園

市街地では、市民が歩いて行ける距離に都市公園が適切に配置されています。また、ユニバーサルデザインの導入により全ての人が気持ち良く公園を利用できるように再整備され、いつでも身体的、精神的な健康を醸成することができるようになっています。



公共施設

駅前広場はシンボルツリーや花がいっばいに飾られたおしゃれな空間になっています。道路には街路樹が植えられ、公園へと続き、公共施設では屋上や壁面が緑化され、地域の緑化の先導的な役割を果たしています。学校では、校庭が芝生化され、子どもたちが素足で自由に遊んでいます。

外かん道路は、緑陰のある並木道をサイクリングや鳥のさえずりを聞きながら散歩を楽しむ人々が行き交っています。



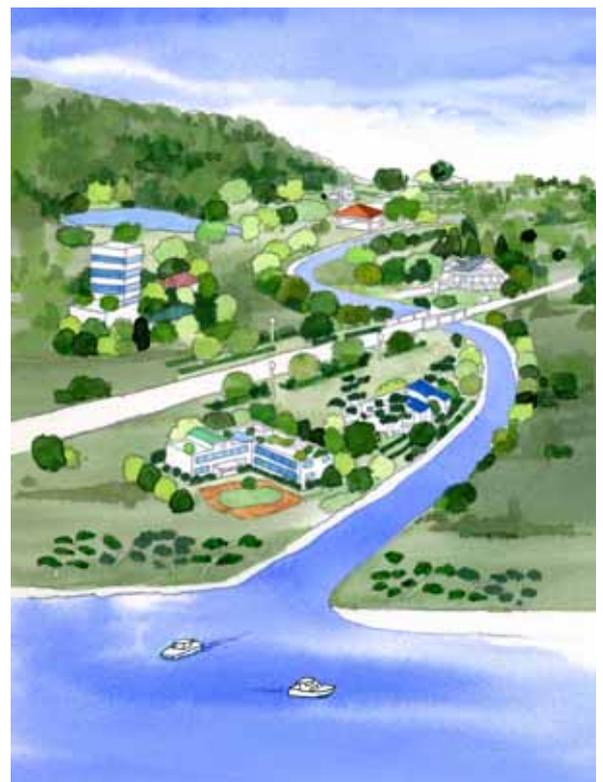
民間施設

街並みには生垣が続き、玄関先には草花を飾って、花と緑に溢れる景観が見られます。中心市街地の業務ビルやマンションでは屋上緑化や壁面緑化がされ、ヒートアイランド現象の緩和に寄与しています。臨海部では、無機質な工場景観から緑に囲まれた工場景観へと生まれ変わっています。

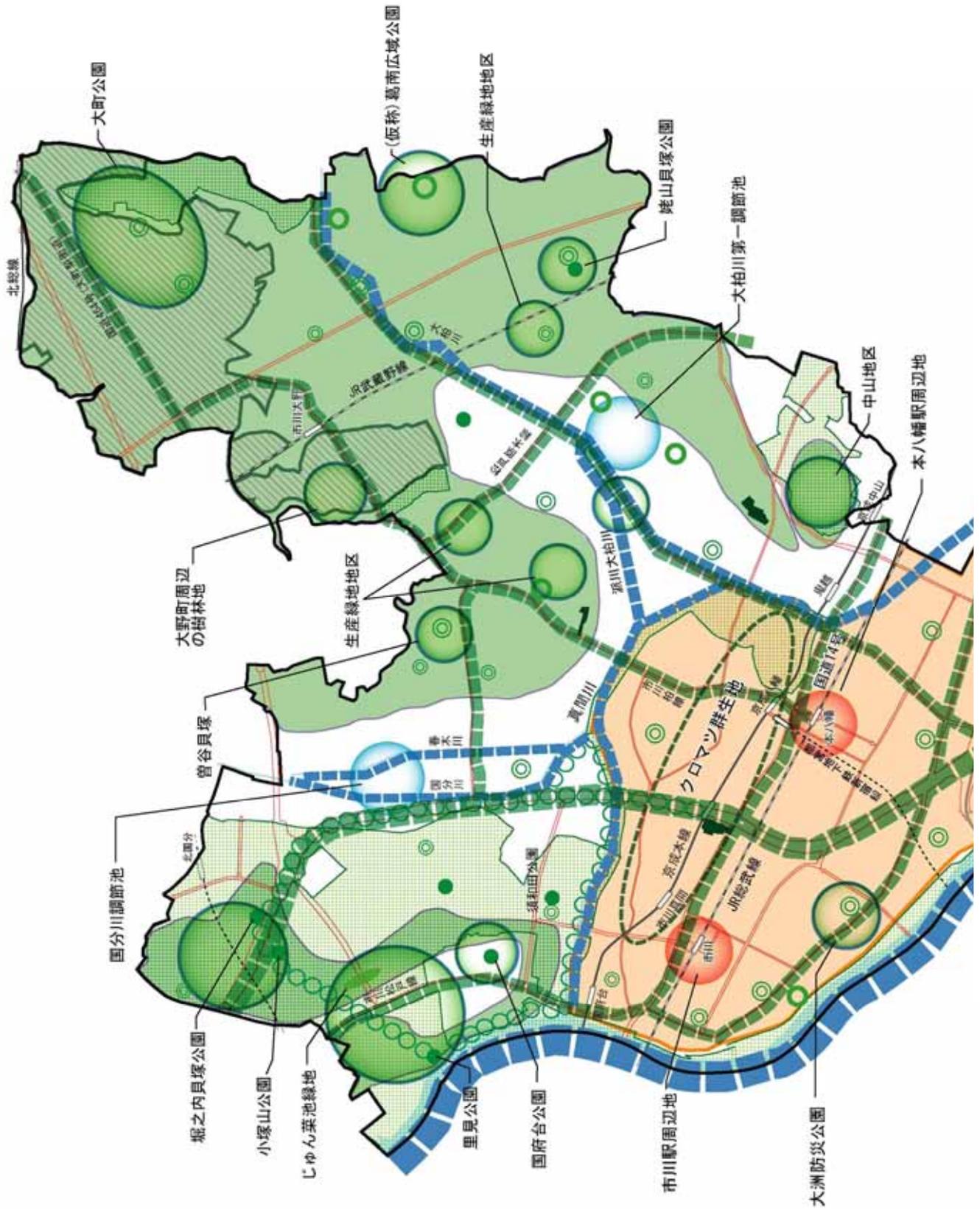


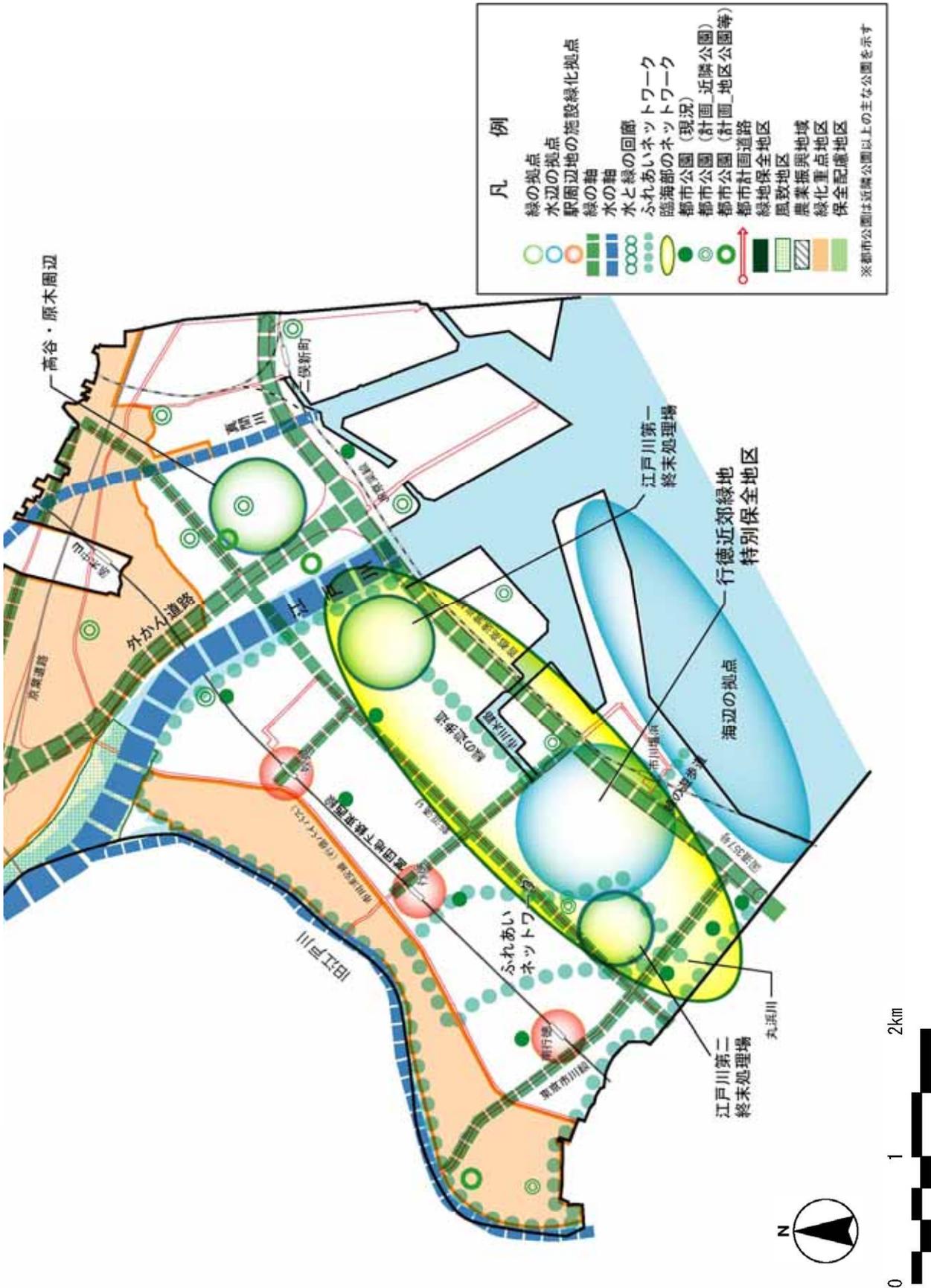
水と緑のネットワーク

公園緑地や樹林地の拠点となる緑を生き物たちが自由に行き来できるよう海から台地までビオトープネットワークが結ばれています。広域避難地となる公園緑地や避難路となる緑化された道路が縦横に結ばれ、防災ネットワークが形成されています。緑道や川沿いのサイクリング道路と公園が結ばれ、散策しながら公園にたどり着くレクリエーションネットワークも形成されています。



将来像図





3. 基本方針

緑の将来像である“潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち”を実現するため、本市が目指す緑づくりを推進する基本方針を示します。

基本方針 1

生態系に配慮して地域の緑を守り活用します

地域の生態系や自然環境を特徴づける樹林地、屋敷林、社寺林、クロマツ、巨木、農地、水辺の環境をその特性に合わせて守り、多様な動植物の生息・生育環境とするとともに、暮らしの中に憩いと潤いを提供する緑として守り活用します。

基本方針 2

魅力ある都市公園を創出します

歩いていける距離に、緑に囲まれた魅力的な公園・広場を創出し、市民が、健康で安全に暮らすことができる緑豊かな環境づくりを推進します。

基本方針 3

公共施設の緑を増やします

市役所、公民館、学校等の公共施設は、市内に配置され日常生活と密接に関わる施設であるため、地域の緑のシンボルとし、潤いと安らぎのある緑の景観を提供する等、他にさきがけた緑化を進めます。

基本方針 4

民有地の緑を増やします

密集した市街地や工業地における建築物の屋上・壁面緑化、屋敷林や社寺林の保全等、日常生活の中に潤いや親しみをもたらす、安全で快適なまちを形成する緑を育みます。

基本方針 5

水と緑のネットワークを形成します

地域の生態系に配慮し、生物の生息空間として連続した樹林地や湧水から都市河川、東京湾へと続く水系を保全し、多様な生物の生息の場とするとともに地域の水循環を健全に保ちます。

樹林地や公園緑地と豊かな街路樹のある道路や緑道、都市河川とを回廊*として結び、レクリエーションや防災機能を持つ水と緑のネットワークを形成します。

基本方針 6

緑のパートナーシップを推進します

市民や事業者とのパートナーシップ*のもと、緑を守り、更に育てる運動を積極的に行い、保全、育成に有効なピーアールに努めるとともに市民の緑化活動への支援の充実を推進します。

4. 計画の目標水準

(1) 計画のフレーム

緑の基本計画における公園緑地の整備や保全の量的な目標を設定していくための目安となる数値を以下に設定します。

計画対象区域

計画対象区域は、市川市全域で 5,639ha です。

表 3-1. 計画対象区域

都市計画区域名称	計画対象区域
市川市都市計画区域*	5,639ha (市川市の全域)

都市計画区域人口の見通し

人口の見通しは、市川市総合計画に適合させ次のとおりとします。

表 3-2. 人口の見通し

年次	基準年次 (平成 15 年)	中間年次 (平成 27 年)	目標年次 (平成 37 年)
人口	460,738 人	481,400 人	485,000 人

(2) 緑の確保目標

本計画における緑地の確保目標、都市公園の目標等を設定します。

緑地確保目標水準

平成 15 年現況で、市域の緑地は市全域の 29.9%を占めています。本計画の目標年次(平成 37 年)における緑地の確保目標水準は、市全域面積に対する割合で約 32.7%とします。

表 3-3. 緑地の確保目標水準

年次	基準年次 (平成 15 年)	中間年次 (平成 27 年)	目標年次 (平成 37 年)
市全域の緑地面積	1,685ha	1,781 ha	1,842 ha
市全域面積に対する緑地の割合	29.9%	31.6%	32.7%

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

本計画では、都市公園の目標水準を現実的な視点から検討し、将来目標年次(平成 37 年)における市民一人あたりの都市公園面積を 4.73 m²、超長期では国が都市公園法施行令で定めた住民一人あたりの都市公園面積標準 10 m²以上に近づけていくことを目指します。また、平成 37 年の都市公園等の目標水準を 10.11 m²/人とします。

表 3-4. 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	基準年次 (平成 15 年)	中間年次 (平成 27 年)	目標年次 (平成 37 年)
都市公園面積合計	124.2ha	182.2ha	229.6ha
市民一人あたりの都市公園面積	2.70 m ² /人	3.85 m ² /人	4.73 m ² /人
都市公園等面積合計	335.5ha	430.2ha	490.6ha
市民一人あたりの都市公園等面積	7.28 m ² /人	9.10 m ² /人	10.11 m ² /人

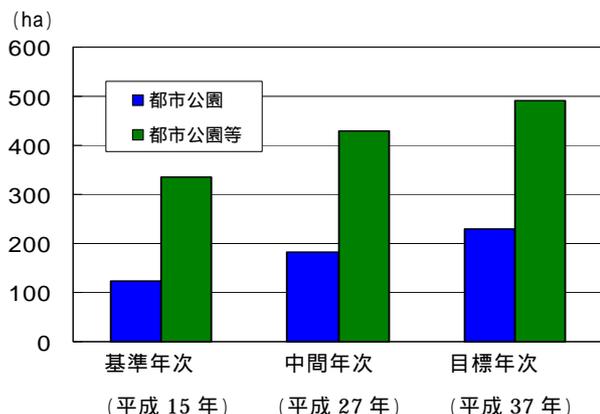


図 3-1. 緑地の目標水準

5. 緑地の配置方針

(1) 各系統別の緑地配置の考え方

基本理念及び基本方針を踏まえて、都市における緑の役割の視点から、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4系統別緑地の配置方針を考慮した上で、総合的な緑地の配置方針を示します。

1) 環境保全系統緑地配置方針

緑の骨格の形成、ビオトープネットワークの形成、身近な生き物との共生、都市気象の緩和等各地域の特性に応じた緑地の配置方針を示します。

都市の骨格の形成

- ・外かん道路等幹線道路は、都市の骨格を形成する緑地として環境施設帯による環境保全対策を行います。
- ・北部の樹林地は、無秩序な市街地の拡大を防ぐ緑地として保全します。
- ・江戸川、旧江戸川、真間川水系各河川は都市の骨格を形成する水と緑の軸として保全します。

身近な生き物との共生

- ・大町公園や大柏川第一調節池、国分川調節池、行徳近郊緑地特別保全地区、そして三番瀬等すぐれた自然環境を有する場を緑の拠点とし、保全・活用します。
- ・樹林地や農地は、湧水の確保や動植物の貴重な生息・生育地として保全します。

快適な生活環境づくりを担う緑の保全・育成

- ・学校の校庭緑化（芝生化等）により、砂塵防止や校舎への照り返し防止及び微気象緩和等、学校及び周辺地の良好な生活環境の形成を推進します。
- ・商業地、住宅地、工業地等の各地区では地区内の修景や環境改善に資するよう緑化を推進します。
- ・クロマツ市街地と呼ばれる国道14号以北のクロマツの保全を前提としてまちづくりを展開します。

貴重な都市の緑地としての農地保全

- ・大野町、大町、柏井町及び原木・高谷のまとまった農地や市街地に点在する生産緑地は、都市部におけるオープンスペース*として、都市環境保全に資する緑地として保全します。

都市気象の緩和

- ・緑地は、ヒートアイランド現象の軽減等の気象緩和効果が期待されるため保全します。特に緑の少ない市街地においては、夏季の都市熱を下げるため屋上緑化や生垣緑化を図ります。
- ・都市の熱を下げて冷たい空気を送るような風の通り道となるよう江戸川、真間川水系各河川と大町、柏井周辺の緑地との連携を図ります。

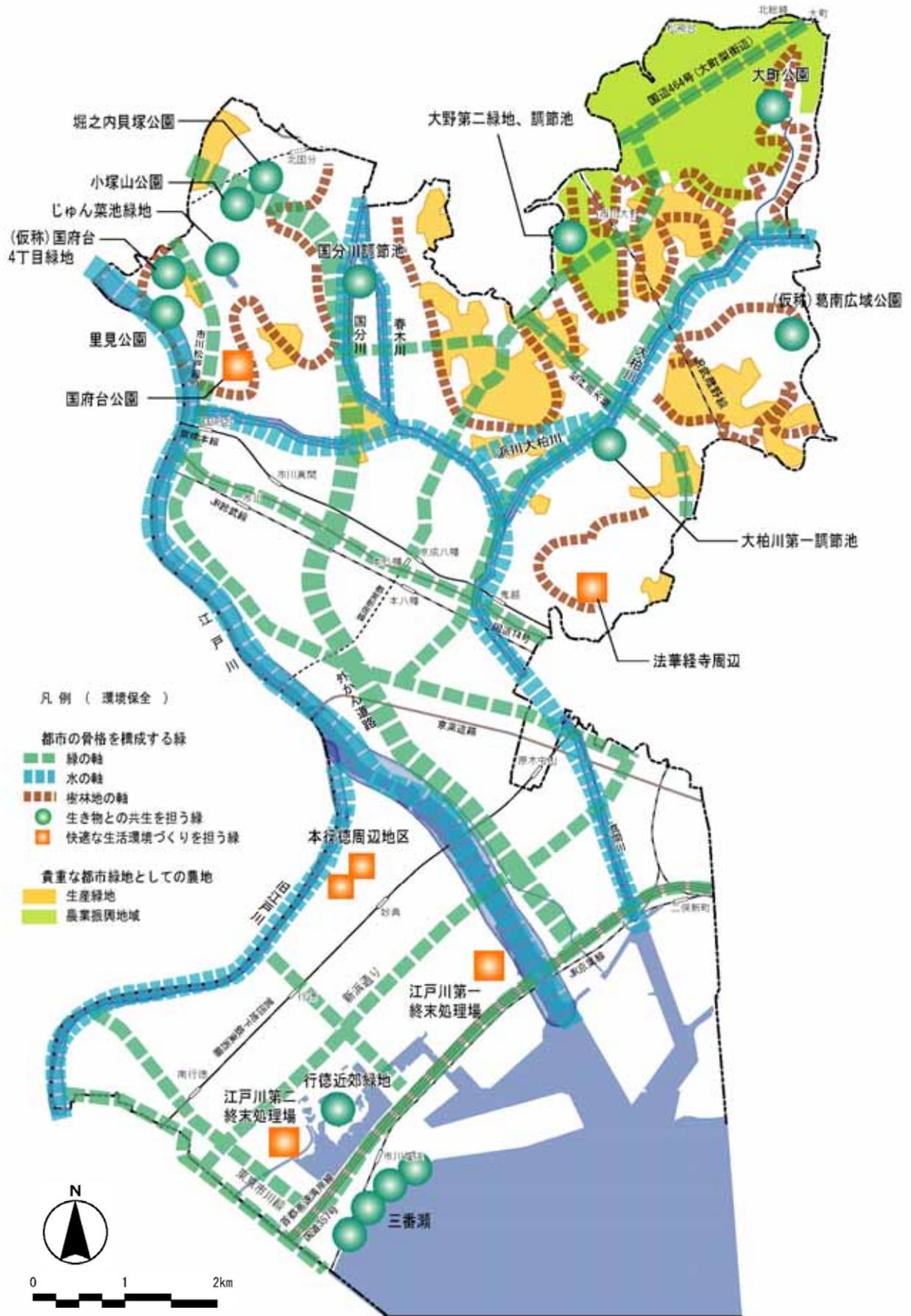


図 3-2. 環境保全系統配置方針図

2)レクリエーション系統緑地配置方針

多様なレクリエーション需要への対応、民間施設緑地の保全・活用、レクリエーションネットワークの形成等をめざして、緑地の配置方針を示します。

多様なレクリエーション需要への対応

- ・地域の土地利用の動向、地域住民のレクリエーションニーズに応じた公園緑地の配置及び施設の導入を図ります。
- ・三番瀬付近は、海辺の生き物の生息環境に配慮するとともに、人と自然が共生できる海浜レクリエーション拠点として保全・活用します。
- ・市民参加による公園緑地づくりの機会を設け、継続的に利用・管理に関わるコミュニティ活動の推進を図ります。

身近なレクリエーション空間の提供

- ・住民の身近なレクリエーションの場となる住区基幹公園*は、誘致距離、既設の公園分布状況等から適正に配置します。
- ・子どもからお年寄りを含むすべての方に配慮したユニバーサルデザインの施設導入を行い、市民の健康維持のため、気軽に親しめる場の提供を図ります。

民間施設緑地の保全・活用の推進

- ・商業・業務地、市街地再開発事業等においては公開空地によるアメニティ*広場の創出を推進します。
- ・社寺境内地の公開できる緑地部分は、憩いの場として活用を図ります。

農地のレクリエーション活用

- ・農地の保全に努めるとともに、市民の土とのふれあいの場を提供するため、市民農園の整備を推進します。

緑のレクリエーションネットワークの形成

- ・複数のレクリエーション拠点をつなぎ連続的かつ広域的な利用効果を高めるため、公園等を相互に連絡する道路の緑化等により、公園緑地を有機的に配置します。
- ・公園緑地は、緑化された河川、道路、緑道等の歩行ルート及びサイクリングロード等の安全・快適に利用できる緑の空間によって結びます。



図 3-3. レクリエーション系統配置方針図

3) 防災系統緑地配置方針

地震災害時における安全性の確保、防火帯*の配置、緩衝緑地*等の配置、雨水貯留機能*を持った緑地の配置方針を示します。

防災拠点の確保

- ・緊急時における海上からの物資の搬送及び確保については臨海部のオープンスペースと江戸川の緊急用船着場*を活用します。
- ・広域避難地となる運動公園や総合公園及び江戸川河川敷は防災拠点として整備します。
- ・一時避難場所としては、小・中学校や近隣公園等を指定し、広域避難場所*は大町、柏井地区や国府台地区に集中した大規模施設や江戸川河川敷のほか、各地域に防災機能を持つ公園を分散して配置します。

避難場所の安全性の確保

- ・一時避難場所*となっている学校と一体となった公園緑地の整備を図ります。
- ・一時避難場所の周囲には、延焼を遮断する緑地の整備を図ります。
- ・公園緑地の外周部には、防火性・耐火性のある樹木を導入します。

幹線道路の避難路としての安全性確保

- ・避難路には、避難者の安全性を確保するため、江戸川、真間川水系各河川沿い、幹線道路及び緑道機能を有する緑地等を設定します。
- ・避難路は、ブロック塀の生垣化を推進し道路空間の安全性を高めます。
- ・避難路となる幹線道路の街路樹には防火性の高い樹木の導入を図ります。

工場及び幹線道路沿い緑化における緩衝機能の充実

- ・臨海部の工場敷地内には、外周部に緩衝緑地を設け、災害時における被害の拡大防止に努めます。
- ・高速道路及びインターチェンジ沿いには緩衝緑地を設けて、周辺環境への影響を最小限に留めます。

自然災害の危険防止

- ・斜面樹林には、土砂崩壊防止、雨水貯留機能があり、水害等の災害防止につながる重要な役割を担う緑として、その保全・育成をします。

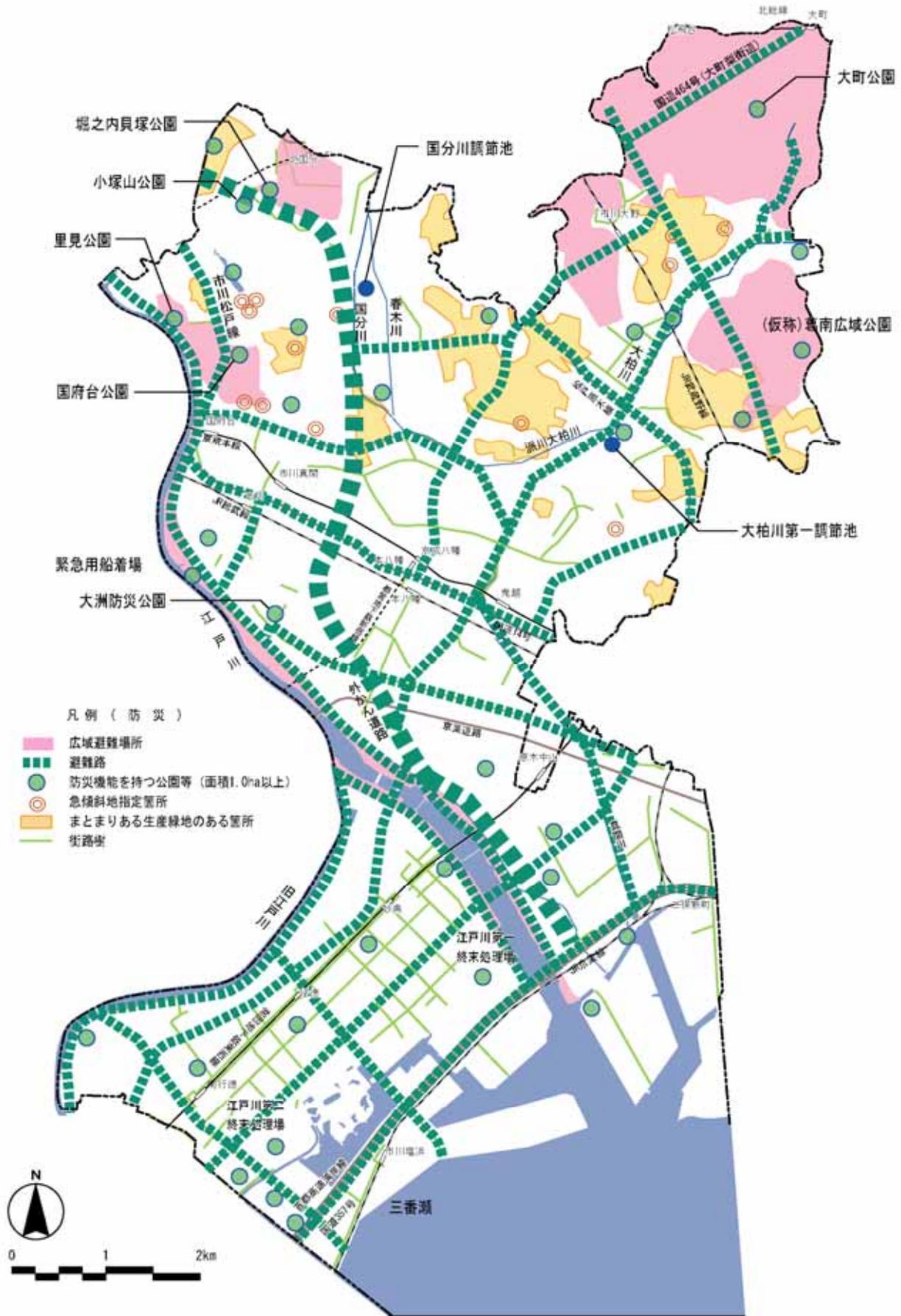


図 3-4. 防災系統配置方針図

4) 景観構成系統緑地配置方針

郷土景観を構成する樹林地、地区を特色づける社寺林、市街地の緑地保全等を目指して、緑地の配置方針を示します。

郷土景観を構成する樹林地の保全

- ・樹林地は、市北部地域の背景を形づくる重要な景観構成要素として、保全を図りつつ、緑豊かな景観を楽しむ場とします。
- ・江戸川と一体となった斜面樹林や行徳近郊緑地特別保全地区等の水辺と緑が織りなす良好な水辺景観を保全します。
- ・地域景観のシンボルやランドマーク*となっているクロマツ、巨木、公園緑地の保全と活用を推進します。

歴史のシンボル景観の保全

- ・社寺林、屋敷林、遺跡等は、地域の歴史風土、文化を伝える景観要素として、保全・育成に努めます。

河川・海辺の景観の向上

- ・江戸川を始めとする多くの河川は、生活の中にとけ込んだ景観構成要素であり、「水と緑のシンボル」として位置づけ、沿川の緑化を推進するとともに、水辺景観に配慮した川沿いのまちづくりを推進します。
- ・三番瀬では、かつての海辺の景観の回復を目標とし、南側に親水性を高めた水辺景観の創出をめざします。

市街地の計画的な緑化

- ・街路樹は、新設、既設の道路に周辺の土地利用及び環境条件に応じた樹種を考慮して植栽し、道路景観の向上を図ります。
- ・まちの顔となる駅周辺の地域特性に配慮しながら緑化を推進します。
- ・住宅地は、地区計画*、緑地協定等による統一的な緑化をめざします。
- ・特に住宅市街地においては生垣緑化やオープンガーデン*により、緑豊かな街並みを形成します。
- ・北部の景観を代表する果樹園等の田園景観の保全を推進します。

眺望地点の活用

- ・市内の良好な景観を望める場所は公園緑地等の公的空間に取り込み、景観を楽しむ眺望地点*として提供します。

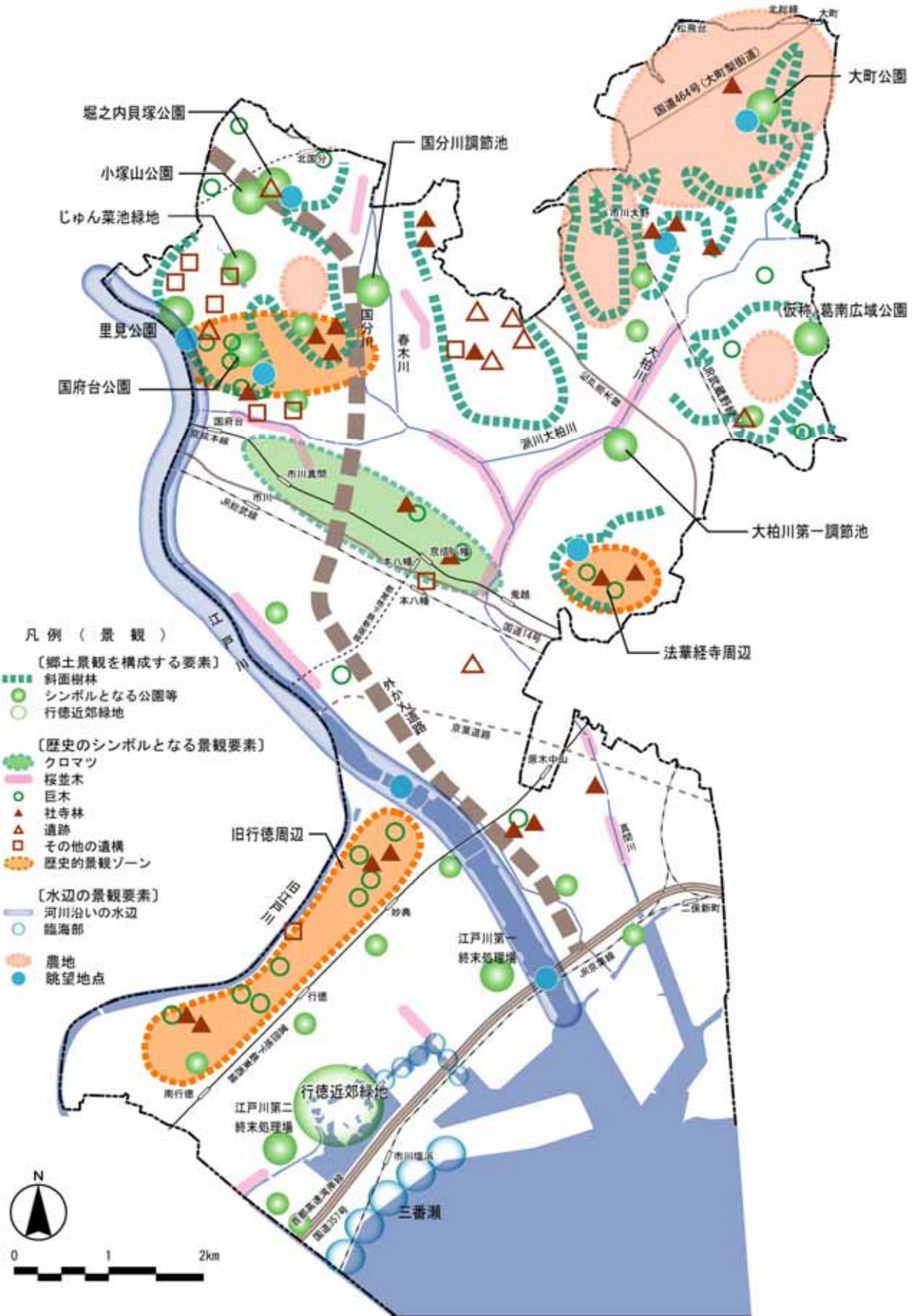


図 3-5. 景観構成系統配置方針図

(2) 総合的な緑地の配置方針

市川市全体の緑地について、各系統の配置方針に基づき、総合的な緑地の配置方針を示します。

1) 都市公園

徒歩圏域にある身近な公園として、市民の快適かつ健康な生活環境の向上に寄与する住区基幹公園は、既設の公園分布状況を踏まえ、適正に配置します。

都市基幹公園*は、主に多目的なレクリエーション活動の場、災害時の広域避難場所としての役割を担うため、本市の緑の拠点と位置づけ、4系統の機能を充足できる位置に配置していきます。

2) 樹林地

市内に残存する樹林地は、多様な動植物が生息・生育するビオトープの拠点、身近な自然にふれることのできるレクリエーション空間及び地域の郷土景観を構成する要素として、各系統の中で重要な役割を担っており、その連続性を確保し、今後も保全や育成を支援していく対象として位置づけます。

3) 河川、調節池

河川は、水辺の多様な動植物が生息・生育する空間や、風の通り道として都市の気象緩和等の機能を担い、本市の水と緑のネットワークを形成する水の軸として位置づけます。

また、大柏川第一調節池・国分川調節池は、市内陸域に広大な面積を有する水面を確保しており、ビオトープ拠点及びレクリエーション拠点として位置づけます。

4) 幹線道路

外かん道路の緩衝緑地は、環境保全機能を担う緑の軸として位置づけていくとともに、主要な幹線道路には、沿道及び周辺地域への環境負荷の軽減や災害時の延焼遮断機能*の役割を担う街路樹を植栽し、緑の軸を形成していきます。

5) 臨海部

三番瀬付近は、海辺の生き物の生息環境に配慮した海浜レクリエーション拠点として位置づけます。また、行徳近郊緑地特別保全地区は、海から陸へとつながる生き物の生息・生育地となる拠点として保全します。

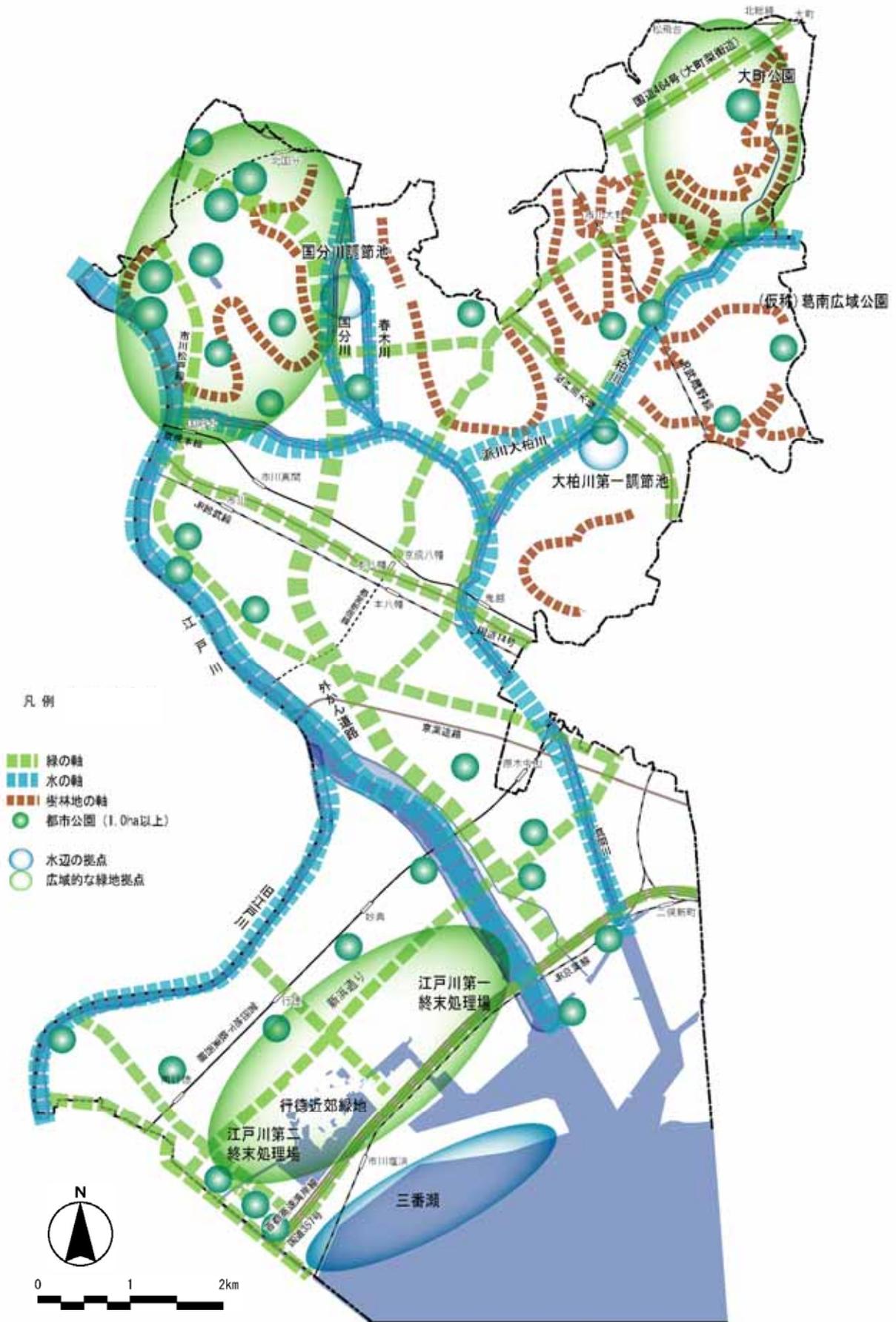


図 3-6.4 系統による総合的な緑地配置方針図